

生	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

人 安 第 4 2 号
令 和 6 年 5 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

ストーカー被害者等に対する危機意識の醸成における対応要領について

ストーカー事案の被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）の安全確保を最優先とした対応を行うためには、被害者等に事案の危険性を認識させ保護対策に万全を期すことが重要であることから、今般、「ストーカー加害者等に対する新たな施策の実施について」（令和6年5月22日付け人安第39号）に基づき、被害者等に対する防犯指導の強化や緊急通報装置（以下「通報装置」という。）の貸出しにより、被害者等の危機意識のより一層の醸成を図るものであるが、その対応要領については下記のとおりであるので、所属職員に周知されたい。

記

1 対応要領

(1) 被害者等への防犯指導

被害者等からストーカー相談を受理した際や、更なるつきまとい等の被害申告を受理した際は、被害者等に対し、被害防止のためのリーフレットや「人身安全関連事案への対応上の留意事項について」（令和6年3月22日付け人安第205号）の別添「警察に来られたあなたへ」等を手交の上、事案の危険性について十分に説明すること。

また、過去の事例等を踏まえた繰り返しの注意喚起を行い、被害者等に危機意識のより一層の醸成を図ること。

(2) 事案の経過に応じたリスク評価

受理段階においては、危険性が高いものと認められない事案でも事態がエスカレートして凶悪事件に発展する可能性があることから、被害者等に対して近況確認を行い、事案の経過を把握すること。

また、事案の経過に応じて、その都度、危険性に関するリスク評価を適切に行い、被害者等の保護対策に万全を期すこと。

(3) 通報装置の貸出しの積極的な検討

禁止命令等の申出（職権によるものを含む。）をした被害者等のほか、その他加害者から危害を加えられるおそれのある者に対しては、加害者の不意な接近等に備えて、積極的に「携帯型緊急通報装置運用要領の制定について」（令和4年4月18日付け人安第22号。以下「緊急通報装置通達」という。）に基づく通報装置の貸出

しを検討するものとする。

(4) 通報装置の実効性の確保

被害者等へ通報装置を貸し出す場合は、緊急通報装置通達に基づく書面を作成するほか、具体的な使用要領（通報装置の特性、操作要領等）を教示するほか、通報装置を常時携帯することがいかに保護対策の観点から有効であるかについて、その重要性を十分に説明の上、通報装置の実効性の確保に努めるものとする。

(5) 通報装置貸出し時の導通試験等の実施

通報装置を貸し出す際は、被害者等の面前により、通報装置を押下した模擬訓練や導通試験を実施し、被害者等が実際に通報装置を使用した際のイメージについて具体的に教示すること。

(6) 所属内における情報共有

被害者等に通報装置を貸し出した際は、所属内において確実に情報共有し、被害者等から通報があった際に迅速に対処できるよう万全を期すこと。

担当：人身安全対策課
人身安全対策第一係